

監査報告書

令和 8年 6月 13日

学校法人昭和学院

理事会 御中

学校法人昭和学院

監事 銭谷真美

監事 竹内春海

私たちは、学校法人昭和学院（以下「学校法人」という）の監事として、私立学校法第 52 条第 1 項及び学校法人寄附行為第 27 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書（注記事項、固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監査報告書

令和 8年 6月 13日

学校法人昭和学院

評議員会 御中

学校法人昭和学院

監事 銭谷真美

監事 竹内清海

私たちは、学校法人昭和学院（以下「学校法人」という）の監事として、私立学校法第 52 条第 1 項及び学校法人寄附行為第 27 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書（注記事項、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上